

各自治会町内会長様

市民局地域活動推進課

認可地縁団体が所有する不動産の登記にかかる特例制度について（情報提供）

平成26年5月30日付の地方自治法一部改正によりこの制度が創設され、平成27年4月1日より施行されましたので、概要についてご案内いたします。

1. 制度の概要について

自治会町内会館などの不動産について、自治会町内会が認可地縁団体となって、新たに自治会町内会の団体名で不動産登記をしようとした場合に、現在の登記名義人の所在が知れない等の理由で、結果として登記ができない場合があります。

自治会町内会がこうしたケースでお困りの場合に、区役所に申請して、所定の手続きを行ったうえで要件に適合すれば登記ができるようになりました。

2. 手続きについて

上記の手続きをお考えの認可地縁団体については、まずは各区役所地域振興課へご相談いただくよう、お願いいたします。

担当：横浜市市民局地域活動推進課

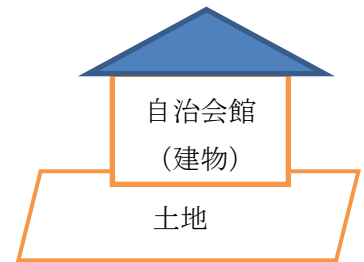
電話 671-2318 FAX 664-0734

<参考>

対象：【認可地縁団体である自治会町内会が所有する不動産】

(例) 自治会町内会館が建っている土地、

自治会町内会館等



自治会町内会館など、自治会町内会が長年にわたり所有の意思をもって占有及び維持管理している不動産について、自治会町内会が認可地縁団体となり、自治会町内会を登記名義人とする所有権の保存登記、または移転登記を行う場合に、現在の登記名義人又はその相続人の所在が知れない等の理由ですべての登記関係者の同意を得られず、登記ができない場合があります。

このような場合に、認可地縁団体が所定の資料を添えて各区役所へ申請して、登記について異議のある者は異議を述べるよう公告し、登記関係者からの異議がなければ登記ができるようになりました。

